（その１）

収　支　報　告　書

令和7年分
（　年　月　日開催分）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
■ 政党の支部	□ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
■ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

1　政治団体の名称（ふりがな）りっけんみんしゅとうさんぎいんひれいだいななそうしぶ
立憲民主党参議院比例第７総支部

2　主たる事務所の所在地　東京都千代田区神田駿河台３－６ 全電通労働会館内１０Ｆ

3　代表者の氏名　石橋　通宏

4　会計責任者の氏名　内田　靖治

事務担当者の氏名　伊藤　淳子

（電話）03-6550-0523

（電話）

（電話）

受付
8.3.1
収支公開室
第　号

資金管理団体の指定の有無

□ 有
■ 無

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

■ 政治資金規正法第19条の７第１項第1号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第2号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第3号に係る国会議員関係政治団体
□ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等(１人目)　石橋　通宏
公職の種類等　参議院議員(現職)
公職の候補者の氏名等(２人目)
公職の種類等
公職の候補者の氏名等(３人目)
公職の種類等

資金管理団体の指定の期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和　年　月　日から
令和　年　月　日まで

005550

（その２）

1　収支の総括表

収入総額					3	8	3	4	8	1	3	3
（前年からの繰越額）					2	7	4	9	6	9	8	6
（本年の収入額）					1	0	8	5	1	1	4	7
支出総額						7	5	0	2	3	3	1
翌年への繰越額					3	0	8	4	5	8	0	2

2　収入項目別金額の内訳

（1）個人の負担する党費又は会費												
金額							8	2	1	0	0	0
員数									1	2	1	0人

（2）寄附												
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額											備考
(ｱ) 個人からの寄附											0	
（うち特定寄附）											0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附											0	
(ｳ) 政治団体からの寄附											0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)											0	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）											0	
イ　政党匿名寄附											0	
合計　（ア＋イ）											0	

（その5）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

行番号	交付金を供与した本部又は支部の名称	金額（十億 百万 千 円）	年月日	主たる事務所の所在地	備考
1	立憲民主党本部	2,500,000	R7/4/18	東京都千代田区永田町1-11-1	
2	立憲民主党本部	2,500,000	R7/7/18	東京都千代田区永田町1-11-1	
3	立憲民主党本部	2,500,000	R7/10/20	東京都千代田区永田町1-11-1	
4	立憲民主党本部	2,500,000	R7/12/3	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計		10,000,000			
合計		10,000,000			

（その6）

(6) その他の収入

行番号	摘要	金額	備考
1			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	30147	
	合計	30147	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額（十億 百万 千 円）	備考
1　経常経費		
(1)　人件費	1,891,932	
(2)　光熱水費	0	
(3)　備品・消耗品費	100,950,2	
(4)　事務所費	108,700,9	
小計	3,988,443	
2　政治活動費		
(1)　組織活動費	174,373,3	
(2)　選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	170,582,0	
ア　機関紙誌の発行事業費	148,342,4	
イ　宣伝事業費	22,239,6	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	0	
エ　その他の事業費	0	
(4)　調査研究費	6,433,35	
(5)　寄附・交付金	0	
(6)　その他の経費	0	
小計	351,388,8	
合計	750,233,1	

（その14）

(2) 経常経費 （人件費を除く。） の内訳	項目別区分	3.備品・消耗品費

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	事務用品	5,561円	R7/1/9	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
2	事務用品	3,605円	R7/2/5	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
3	事務用品	6,187円	R7/3/10	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
4	事務用品	2,804円	R7/4/10	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
5	事務用品	4,992円	R7/5/9	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
6	事務用品	5,375円	R7/6/5	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
7	事務用品	6,346円	R7/7/7	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
8	事務用品	8,129円	R7/8/6	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
9	事務用品	3,207円	R7/9/5	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
10	事務用品	2,964円	R7/10/8	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
11	事務用品	2,038円	R7/11/7	アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3-2-3 豊洲ｷｭｰﾋﾞｯｸｶﾞｰﾃﾞﾝ	
12	トナーカートリッジ	3,200円	R7/5/16	株式会社日本ビー・エム・サプライズ	東京都品川区東五反田1丁目9-7	
13	パフォーマンスチャージ代	6,284円	R7/1/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
14	パフォーマンスチャージ代	1,164円	R7/2/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
15	パフォーマンスチャージ代	3,693円	R7/3/21	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
	この頁の小計	65,792円				
	その他の支出					
	合計					

（その14）

(2) 経常経費　(人件費を除く。)　の内訳				項目別区分　3.備品・消耗品費			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	パフォーマンスチャージ代		4,157	R7/4/21	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
17	パフォーマンスチャージ代		5,409	R7/5/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
18	パフォーマンスチャージ代		4,083	R7/6/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
19	パフォーマンスチャージ代		11,067	R7/7/22	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
20	パフォーマンスチャージ代		1,297	R7/11/20	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
21	パフォーマンスチャージ代		2,594	R7/12/22	リコージャパン株式会社	東京都港区芝3-8-2 芝公園ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ	
	この頁の小計		28,597				
	その他の支出		6,713				
	合計		1,009,502				

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳

項目別区分 4.事務所費

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会館使用料（2月分）	19,800	R7/1/28	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
2	会館使用料（3月分）	19,800	R7/1/28	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
3	会館使用料（4月分）	19,800	R7/3/25	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
4	会館使用料（5月分）	19,800	R7/3/25	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
5	会館使用料（6月分）	19,800	R7/5/28	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
6	会館使用料（7月分）	19,800	R7/5/28	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
7	会館使用料（8月分）	19,800	R7/7/24	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
8	会館使用料（9月分）	19,800	R7/7/24	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
9	会館使用料（10月分）	19,800	R7/9/25	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
10	会館使用料（11月分）	19,800	R7/9/25	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
11	会館使用料（12月分）	19,800	R7/11/25	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
12	会館使用料（1月分）	19,800	R7/11/25	一般財団法人 全電通労働会館	東京都千代田区神田駿河台3-6	
13	*1	8,910	R7/1/10	*2	*3	
14	*4	642,611	R7/1/21	*5	*6	
15	令和7年1月給与計算業務報酬	22,000	R7/1/17	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
	この頁の小計	412,961				
	その他の支出					
	合計					

（その14）

（2） 経常経費 （人件費を除く。） の内訳

項目別区分 4.事務所費

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	令和7年2月給与計算業務報酬	220,000円	R7/2/17	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
17	令和6年分政治資金監査報酬	224,475円	R7/2/26	川口亮一税理士事務所	東京都港区西新橋3-5-2 西新橋第一法規ビル2階	
18	令和7年3月給与計算業務報酬	220,000円	R7/3/31	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
19	令和7年4月給与計算業務報酬	220,000円	R7/4/11	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
20	令和7年5月給与計算業務報酬	220,000円	R7/5/15	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
21	令和7年6月給与計算業務報酬	220,000円	R7/6/12	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
22	〃7	229,937円	R7/7/8	中村香織社会保険労務士事務所	東京都千代田区九段南1-5-6 りそな九段ビル5階 KSフロア	
23	令和7年7月給与計算業務報酬	220,000円	R7/7/30	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
24	令和7年8月給与計算業務報酬	220,000円	R7/9/1	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
25	令和7年9月給与計算業務報酬	220,000円	R7/10/9	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
26	令和7年10月給与計算業務報酬	220,000円	R7/10/28	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
27	令和7年11月給与計算業務報酬	220,000円	R7/11/28	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
28	令和7年12月給与計算業務報酬	220,000円	R7/12/17	税理士法人Enlight	東京都港区西新橋3丁目5番2号 西新橋第一法規ビル2階	
	この頁の小計	4,964,125円				
	その他の支出	1,776,336円				
	合計	10,870,961円				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳				項目別区分	1.組織活動費	（ 旅費交通費 ）
行番号	支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
		十億 百万 千 円					
1	宿泊代	2,042,5		R7/2/9	プレミアホテル-CABIN-旭川	北海道旭川市1条通7丁目	
2	宿泊代	300,000		R7/4/4	株式会社ナカモサンルート	愛知県名古屋市中村区名駅2-35-24	
3	宿泊代	123,337		R7/4/12	グリーンリッチホテル松江駅Across	島根県松江市朝日町589番1	
4	宿泊代	261,400		R7/4/20	合同会社7CML	東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	
5	宿泊代	328,000		R7/5/3	ジャスマックプラザホテル	札幌市中央区南7条西3丁目	
6	宿泊代	191,633		R7/5/23	リーガロイヤルグラン沖縄	沖縄県那覇市旭町1-9	
7	宿泊代	186,244		R7/6/6	ANAホリデイ・イン札幌すすきの	札幌市中央区南5条西3丁目7番地	
8	宿泊代	120,447		R7/6/23	株式会社 ニュースカイホテル	熊本市中央区東阿弥陀寺町2	
9	宿泊代	187,255		R7/6/26	ANAクラウンプラザホテル福岡	福岡市博多区博多駅前3-3-3	
10	宿泊代	107,311		R7/7/4	株式会社ホライズン・ホテルズ	石川県金沢市昭和町16-3	
11	宿泊代	424,110		R7/7/7	ANAクラウンプラザホテル福岡	福岡市博多区博多駅前3-3-3	
12	宿泊代	110,000		R7/7/8	大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号	
13	宿泊代	151,811		R7/7/11	ANAクラウンプラザホテル広島	広島県広島市中区中町7-20	
14	レンタカー代	410,300		R7/7/12	ニッポンレンタカーサービス株式会社	東京都千代田区神田練塀町3番地	
15	宿泊代	196,655		R7/7/14	ANAクラウンプラザホテル札幌	札幌市中央区北3条西1丁目2-9	
	この頁の小計	3,302,782					
	その他の支出						
	合計						

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　1.組織活動費　（旅費交通費）

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	宿泊代	10,670円	R7/7/15	ANAホリデイ・イン仙台	宮城県仙台市若林区新寺1-4-1	
17	宿泊代	14,200	R7/7/15	ホテルメトロポリタン山形	山形県山形市香澄町1-1-1	
18	宿泊代	11,853	R7/7/18	ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ	熊本市中央区東阿弥陀寺町2	
19	宿泊代	15,005	R7/7/20	株式会社一休	*1	
20	宿泊代	18,700	R7/8/2	ホテルグランヴィア広島	広島県広島市南区松原町1番5号	
21	タクシー代	13,030	R7/8/8	大村ラッキータクシー株式会社	長崎県大村市東本町147番地	
22	タクシー代	13,100	R7/8/9	みなとタクシー(株)	長崎県長崎市上小島4-10-17	
23	宿泊代	13,300	R7/8/27	株式会社札幌ホテルマネジメント	北海道札幌市中央区北3条西1丁目2-9	
24	航空券代	167,615	R7/8/29	近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店	東京都千代田区神田和泉町1-13	
25	タクシー代	10,640	R7/8/30	帝都自動車交通(株) 日暮里営業所	東京都荒川区西日暮里6丁目4-4	
26	宿泊代	23,100	R7/10/1	株式会社 一休	*2	
27	レンタカー代	18,669	R7/11/10	株式会社トヨタレンタリース島根	松江市東朝日町67-3	
28	宿泊代	15,000	R7/12/9	株式会社 一休	*3	
29	宿泊代	24,840	R7/12/9	株式会社 一休	*4	
30	航空券代	29,976	R7/12/9	日本航空株式会社	東京都品川区東品川2丁目4番11号	
	この頁の小計	399,698				
	その他の支出					
	合計					

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　1.組織活動費　（旅費交通費）

行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
31	航空券代	220,400	R7/12/10	株式会社JTB 霞が関事業部	東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング23階	
この頁の小計		220,400				
その他の支出		783,357				
合計		1,733,757				

（その15）

(3) 政治活動費の内訳　　項目別区分　1.組織活動費　（ 渉外費 ）

行番号	支出の目的	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1									
	この頁の小計				0				
	その他の支出			1 0	0 0 0				
	合計			1 0	0 0 0				

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　3.機関紙誌の発行事業費　（印刷費）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	長3封筒代	6,981円	R7/3/10	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
2	立憲民主号外印刷代	568,700	R7/3/10	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
3	立憲民主号外送付案内印刷代	40,998	R7/3/10	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
4	立憲民主号外WEB版及び印刷代	1,236,400	R7/5/26	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
5	リーフ印刷代及び発送料	2,173,300	R7/7/24	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
6	リーフ印刷代	158,400	R7/12/12	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	

この頁の小計	10,358,879
その他の支出	237,600
合計	10,596,479

（その15）

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分	3.機関紙誌の発行事業費 （発送費）		
行番号	支出の目的	金額 十億	百万	千	円						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	立憲民主号外送代および発送作業代			4	2	3	7	7	5		R7/3/10	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
この頁の小計				4	2	3	7	7	5					
その他の支出									0					
合計				4	2	3	7	7	5					

（その15）

（3） 政治活動費の内訳

項目別区分　4.宣伝事業費　（宣伝広告費）

行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	筆耕料	2,310	R7/3/10	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
2	筆耕料	10,860	R7/7/24	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	
3	サーバー利用費	66,000	R7/9/1	株式会社J-WMC	北海道江別市文京台南町20-2	
4	筆耕料	12,210	R7/10/7	株式会社新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	

この頁の小計	210,100
その他の支出	12,296
合計	222,396

（その15）

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 7.調査研究費 （調査費）			
行番号	支出の目的	金額（十億 百万 千 円）		年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	書籍代	1,050		R7/3/10	株式会社 成文堂 参議院内	東京都千代田区永田町1-7-1	
2	書籍代	1,280		R7/8/29	株式会社 成文堂 参議院内	東京都千代田区永田町1-7-1	
3	海外旅行保険料	26,160		R7/9/4	近畿日本ツーリスト株式会社 公務営業支店	東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル13F	
この頁の小計		49,010					
その他の支出		15,325					
合計		64,335					

（その17）

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	■	
イ　建物	□	■	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	■	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	■	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	■	
カ　金銭信託	□	■	
キ　有価証券	□	■	
ク　出資による権利	□	■	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	■	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	■	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	■	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	■	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

■　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年3月5日

政治団体の名称　　立憲民主党参議院比例第７総支部

会計責任者の氏名　　内田　靖治

代表者の氏名
（解散時のみ記入）

（オンライン提出）

（別紙）

様式	注釈番号	見切れ文字列　（同一の注釈番号で２行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前）
その14 ４.事務所費	*1	Dropbox使用代(2025年1月～2026年1月）
その14 ４.事務所費	*2	Dropbox International Unlimited Company
その14 ４.事務所費	*3	One Park Place,Floor 6 Hatch Street Upper Dublin2 アイルランド
その14 ４.事務所費	*4	Zoom使用代（2025年1月～2025年12月）
その14 ４.事務所費	*5	Zoom Video Communications Inc
その14 ４.事務所費	*6	55 Almaden Boulevard, 6Th Floor SAN JOSE, CA 95113 USA
その14 ４.事務所費	*7	労働保険料申告書及び算定基礎届提出代行業務
その15 １.組織活動費　(旅費交通費)	*1	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー10階
その15 １.組織活動費　(旅費交通費)	*2	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー10階
その15 １.組織活動費　(旅費交通費)	*3	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー10階
その15 １.組織活動費　(旅費交通費)	*4	東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー10階

政治資金監査報告書

令和８年３月５日

立憲民主党参議院比例第７総支部

代表　石橋　通宏　殿

登録政治資金監査人　川口亮一

登　録　番　号　　第５２２号

研修修了年月日　　平成２１年１月２９日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、立憲民主党参議院比例第７総支部の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）　この政治資金監査は、立憲民主党参議院比例第７総支部の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する

収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）　法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

立憲民主党参議院比例第７総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党参議院比例第７総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上